

保育の完全無償化を実施します



国の制度による幼児教育・保育の無償化

● 保育所、幼稚園、認定こども園等

3～5歳児のすべての子どもの利用料が無償化されます。0～2歳児は、住民税非課税世帯を対象に利用料が無償化されます。

- ・無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間です。幼稚園は入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化の対象となります。
- ・無償化に伴い、副食（おかず・おやつ等）の費用は実費負担になります。※認可保育所については年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもは、副食費が免除されます。
- ・子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園は月額2万5700円まで無償となります。無償化の対象となるには認定手続きが必要です。

0～2歳児の課税世帯については、これまでどおり保育料が発生します。

3～5歳児の年収360万円以上の世帯は新たに副食費4500円程度が必要となります。

● 幼稚園の預かり保育

利用日数に応じて月額1万1300円まで無償化されます※。

● 認可外保育施設、一時預かり事業等

- ・3～5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間）は月額3万7000円まで、0～2歳児の住民税非課税世帯の子どもは月額4万2000円まで利用料が無償化（償還払い）されます※。
- ・保育所等を利用できていない人が対象となります。
- ※無償化の対象となるには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」には就労等の要件（認可保育所の利用と同等）がありますので福祉課に確認してください。

■ 問い合わせ

福祉課 民生福祉班 ☎ 0820 (77) 5505

※新制度未移行幼稚園について

学校教育課 ☎ 0820 (78) 2204

周防大島町の保育の完全無償化

- ◆ 0～2歳児の住民税課税世帯の保育料も無償化します。
- ◆ 3～5歳児の徴収対象者の副食費を保育所に支給します。（限度額ひとりにつき4500円/月）

※この制度の対象者は、周防大島町内に住所を有し、周防大島町内の保育所を利用する子どもに限り適用します。

令和元年度 保育所入所児童に係る現況届の提出 令和2年度 保育所（園）の園児募集

☎ 福祉課 民生福祉班
☎ 0820 (77) 5505

子ども・子育て支援法等により、現在保育所に入所しているお子さまについて、お子さまの認定事由等の状況確認のため、現況届の提出が必要です。この届の提出がないと、保育所の入所を継続できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

4月から保育所（園）へ入所を希望される方は、次の提出期限までにお申し込みください。

■ 保育所へ入所できる世帯

保護者の就労、病気、家族の病人介護等、あるいは母親の出産等の理由で家庭において児童を保育することができない世帯。

■ 入所の対象となる児童

保育が必要な小学校就学前の児童

■ 申し込み・手続き

入所申込書等は福祉課・各総合支所・各出張所・各保育所（園）に備え付けてあります。

現況届は、入所中の保育所よりお渡しします。

■ 添付書類

- ・家庭内および家庭外で仕事に従事している証明（就労証明）
- ・出産前後の場合は母子健康手帳の写し
- ・病気看護の場合は診断書

■ 提出期限 11月29日(金)

※次年度の新規入所申込については、上記期限を過ぎた場合でも申し込みできますので、お早めにご相談ください。